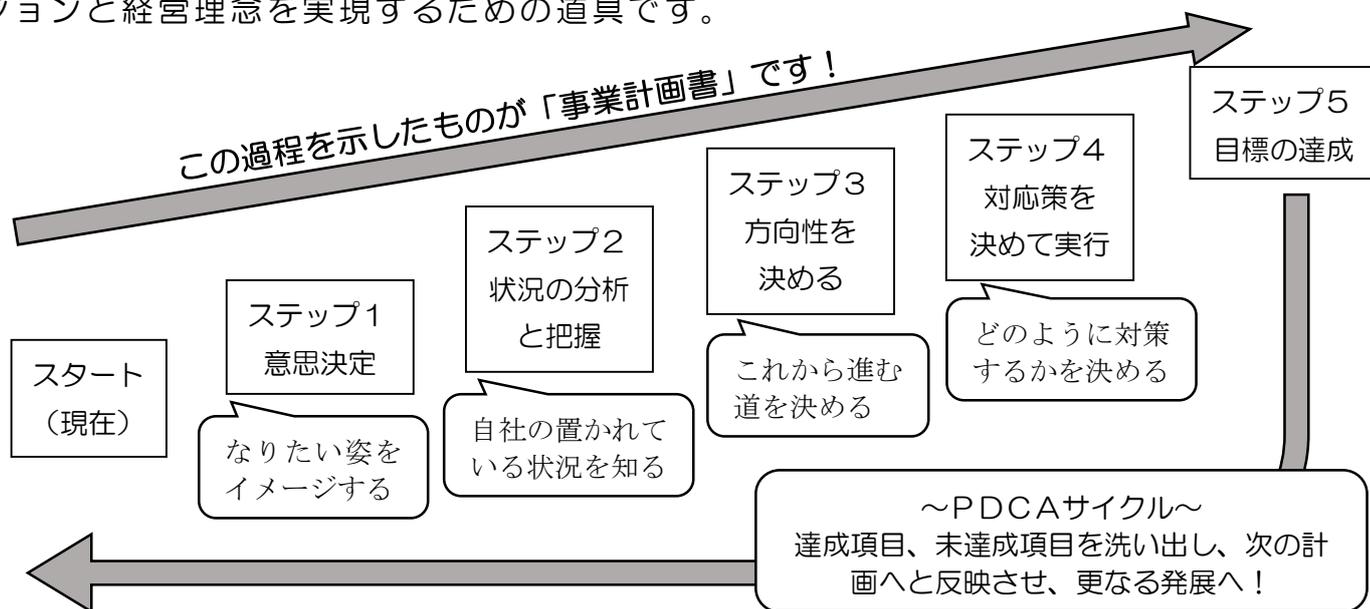


補助金・融資にも役立つ「事業計画書」を作りませんか？

<事業計画書はなぜ必要なの？>

事業計画書とは、企業の事業内容や経営状況を今一度振り返り、将来の事業目標の達成のため、経営資源（従業員、資金、情報、資産）をどう活用するかをとりまとめたもので、ビジョンと経営理念を実現するための道具です。



今まで「事業計画書」を作ったことが無かった、作るきっかけが無かったという方は、補助金をきっかけに事業計画書を作成してみませんか？事業計画書を作成することで、収益やコスト構造などが分かり、投資したい事業の優先順位や新たに取り組みたいことなど、今後につながる“気づき”が得られます。事業計画書を作成しておくことで、補助金の申請や融資申込の際に役立ちます。

小規模事業者持続化補助金

事業計画に基づいて実施する**販路開拓等の取組みに対し50万円**を上限に補助金（補助率:2/3）が出ます。事業計画の作成や販路開拓の実施の際、草津商工会議所の指導・助言を受けられます。

◆補助対象者・・・以下の基準を満たす小規模事業者。

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる取り組み事例

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ・新たは販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

◆お問合せ先等・・・草津商工会議所 業務指導課（TEL：077-564-5201）

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 HP

URL：<http://www.jizokukahojokin.info>